

【会則】

1. 本会は但馬甲南会と称する。
2. 本会は会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。
3. 本会は次の者をもって会員とする。
 - (1) 甲南学園卒業生中、但馬地区およびその近郊在住者
 - (2) 学園に在籍した者で総会の決議を得た者（但し、但馬地区およびその近郊在住者）。
4. 本会は甲南学園旧職員並びに本学園に功績のある人で、但馬地区およびその近郊在住者を推して客員とする。
5. 本会は次の役員を置く。

会長	1名	植田栄助
副会長	2名	友田啓一、松元襄司
顧問	数名	
運営委員	若干名	倉橋 基、石川克彦、田中秀穂、友田謙二、伊東幸一
監事		日生下 慎一、佐藤茂樹
6. 本会は次の行事を行う。
 - (1) 総会 5月
 - (2) 例会 8、11、2月頃
7. 本会に運営委員会を置き、前号の運営に関する実務を行う。
8. 会員は会費とし、年3,000円を納入するものとする。
9. 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、4月30日に終わるものとする。
10. 本会会則の変更は総会の決議を経なければならない。
11. 本会役員の任期は2年間とする。

以上